

第百五十六号議案

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十条第二項中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第三十九条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に該当する場合に限り、当該許可に係る使用期間の終期を、使用者又は配偶者の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日（以下この条において「当該日」という。）が、当該許可の日から十年を経過した日以後に到来する場合は当該日までとすることができる。

第三十九条の二第一項第一号中「こと」の下に「、知事が別に定める世帯構成であること」を加える。

第三十九条の二第八項に次のただし書を加える。

ただし、第一項ただし書の規定による定期使用許可をした場合について、当該定期使用許可の日から当該日までの期間（当該定期使用許可の日から十年を経過した日までの期間を除く。）における第三十一条、第三十二条第二項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

第百五十六号議案 東京都営住宅条例の一部を改正する条例

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(使用手続に係る経過措置)

2 この条例による改正後の東京都営住宅条例（以下「新条例」という。）第十一条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第四条の規定による使用許可を受ける者から適用する。

3 施行日前に提出された請け書のうち、新条例第四条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第十一条第一項の規定により提出された請け書とみなす。

(定期使用許可に係る経過措置)

4 施行日前にこの条例による改正前の東京都営住宅条例（以下「旧条例」という。）第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可（同項第一号に該当する場合に限る。）を受けた使用者であつて、かつ、施行日において当該定期使用許可の日から十年を経過した日（以下「期間満了日」という。）が到来していないものについては、当該定期使用許可に係る使用期間の終期を、新条例第三十九条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者のうち最も年少のものが十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日（以下「当該日」という。）が、期間満了日以後に到来する場合は当該日までとすることができ、この場合において、旧条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可は、新条例第三十九条の二第一項の規定による定期使用許可とみなして新条例の規定（第十一条第一項を除く。）を適用する。

(提案理由)

子育て世帯に対する支援の拡充を図るため、定期使用許可に関する規定を改めるとともに、東京都営住宅への入居の円滑化を図るため、連帯保証人に係る規定を削除するほか、規定を整備する必要がある。